

議論の素材① <保育サービス拡充の必要性について>

- 都はこれまで、保育サービス拡充緊急3か年事業を実施するなど、保育サービスの拡充に積極的に取り組んできた。
(資料5-1, 5-2)
 - ・ 緊急3か年事業(H20~H22年度) 3年間で保育サービス定員1万5千人増(年平均5千人増)
※施設整備のペースを従来の1.5倍に加速
※平成21年4月の待機児童数が急増したことから、21年度目標値を8千人増に引き上げ
- 待機児童数は依然として増加しており(平成22年4月現在8,435人)、その9割は3歳未満の低年齢児である(資料5-3)。
- 潜在的ニーズも含めると、保育サービスの需要は就学前児童人口の44%。現在の整備率32%との乖離は大きい。
(資料5-4)
 - ・ 3歳未満児の保育サービス整備率は現在27%である。これを44%まで引き上げるためには、5万2千人分の定員増が必要。
- 地域主権改革一括法案で、保育所の設備・運営基準が都道府県の条例に委ねられることとなり、東京等の一部の地域においては、居室面積基準の緩和が可能となる。

議論の素材② <面積基準緩和策の有効性について>

○ 認可保育所の面積基準及び利用実態は以下のとおり（資料5-6）。

	国最低基準	都認可基準	入所児童 1人当たり面積	都基準による 受入枠拡大可能数	待機児童数
0歳児	1.65 m ²	3.3 m ²	5.75 m ²	4,700人	1,635人
1歳児	3.3 m ²		3.79 m ²	1,554人	3,873人
2歳児	1.98 m ²	1.98 m ²	2.48 m ²	2,816人	2,155人

（注）都基準による受入枠拡大可能数は、1歳上の受入枠を超えない範囲で、最大限まで面積を有効活用した場合の理論値

○ 最大限定員の弾力化をしても、待機児童は解消されない。

○ 1歳児については、4割の施設が既に基準の3.3m²ぎりぎりで運営している（資料5-6）。
自治体別では、3.3m²台での運用が8自治体、3.5m²未満では14自治体となっている（資料5-7）。

○ 都の条例により、面積基準を緩和できるようになった場合、面積基準を緩和する予定があると回答した自治体が4つある。
（東京都社会福祉協議会「保育所待機児童対策に関する区市町村アンケート報告書」より）（資料5-8）

議論の素材③ <居室面積の最低基準について>

- 都の認証保育所は、平成13年度の制度創設以来、0歳児、1歳児室の面積基準を年度途中は1人当たり3.3㎡以上から2.5㎡以上に緩和しているが、運営上、支障はない。
- 平成22年4月現在、認証保育所の施設数は528か所、定員17,307人となっている（23区24市1町に設置）。
- 認証保育所は、多様化する保育ニーズへの対応のほか、待機児童解消にも資するサービスとして活用されている。

【認可保育所・認証保育所面積基準】

	認可保育所 (国最低基準)	認可保育所 (都認可基準)	認証保育所 (A型)	認証保育所 (B型)
0歳児	1.65㎡	3.3㎡	3.3㎡(※)	2.5㎡
1歳児	3.3㎡			
2歳児以上	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡

(※)年度途中は、1人当たり2.5㎡以上まで緩和